

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	161
告 示	
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (経済部所管分 その3)..... (経済部総務課)	162
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正..... (経済部総務課)	163
○大規模小売店舗立地法による市町村等の意見 (2件)..... (地域産業課)	167
○土地改良法による道営換地処分 (2件)..... (農地調整課)	168
○定置漁業の漁場計画..... (漁業管理課)	168
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	168
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	169
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	169
○土地区画整理事業に係る換地処分の実施の届出..... (都市環境課)	169
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の事業計画の変更..... (都市環境課)	169
○都市計画事業の変更..... (公園下水道課)	170
○過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の開始..... (公園下水道課)	170
公 表	
○知事表彰の受賞者..... (人事課)	170
○地力増進対策指針の策定..... (道産食品安全室)	172
道釧路土木現業所告示	
○一般競争入札の実施.....	172
道立北方建築総合研究所告示	
○一般競争入札の実施.....	173
道教育庁空知教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	174
道選挙管理委員会告示	
○衆議院議員総選挙における繰上投票期日.....	176
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の氏名等.....	176

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所.....	176
○衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日.....	177
○衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所.....	177
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報掲載文掲載順序決定のくじを行う日時及び場所.....	177
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の氏名等.....	178
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所.....	178
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文掲載順序決定のくじを行う日時及び場所.....	178
○衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等名称等掲示の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所.....	178
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の氏名等.....	178
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所.....	178

衆議院小選挙区選出議員選挙長告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所.....	179
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所.....	180
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人数の制限.....	182

衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙分会長告示

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務を行う場所.....	183
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所.....	183
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人数の制限.....	183

最高裁判所裁判官国民審査北海道審査分会長告示

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の職務を行う場所.....	184
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の参観人数の制限.....	184

訓 令

北海道訓令第28号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1その1の課長専決事項第16項中「職務に」を「職務及びこれに」に改め、「相当する職務」の次に「並びにこれらを超える職務」を加える。

別表第2の総務部人事課の事項第7項の部長専決事項の欄第1号中「吏員」を「職員」に、「11級」を「9級」に改め、「相当する級」の次に「以上の級」を加え、「を除く。以下この項において同じ」を「に限る」に改め、同欄第2号を次のように改める。

- (2) 条例第5条第6項の規定に基づき、職員の昇給期間の短縮及び昇給を行うこと。

別表第2の総務部人事課の事項第7項の課長専決事項の欄第1号中「吏員以外の職員」を「職員（職務の級が行政職給料表の9級又は他の給料表におけるこれに相当する級以上の級に格付けされる者を除く。）」に改め、同欄第2号中「吏員以外の」を削り、同欄第3号中「から第7項まで」を「又は第7項」に改め、「（職務の級が行政職給料表の11級又は他の給料表におけるこれに相当する級にある者を除く。）」及び「をさせ、」を削り、「を短縮する」を「の短縮を行う」に改め、同欄第4号中「第19条の規定」を削り、「に係る」を「又は昇給等について人事委員会に」に改め、同事項第8項の部長専決事項の欄第1号中「北海道職員等の旅費に関する条例」の次に「（以下この項において「条例」という。）」を加え、同号を同欄第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 条例第12条の2の規定に基づき、証人等（札幌医科大学の学長の職務及びこれに相当する職務を超える職務としての証人等に限る。）に支給する旅費を承認すること。

別表第2の総務部人事課の事項第8項の課長専決事項の欄第1号中「北海道職員等の旅費に関する条例」を「条例」に、「職務に」を「職務及びこれに」に改め、同欄に次の1号を加える。

- (2) 条例第37条第1項の規定に基づき、旅費の調整を行うこと。

別表第2の保健福祉部食品衛生課の事項第5項の部長専決事項の欄第1号を同欄第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第13条の4第1項の規定に基づき、監視指導の実施に関する計画を定めること。

別表第2の保健福祉部食品衛生課の事項第6項中「と畜場法」を「と畜場法」に改め、同

項の課長専決事項の欄第1号中「第4条第2項」を「第5条第2項」に、「と畜場」を「とちく場」に改め、同欄第4号中「施行令第3条第2号」を「と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第4条第2号」に、「と畜場」を「とちく場」に、「と殺する」を「とさつする」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄第3号中「第9条第3項」を「第13条第3項」に、「と畜場」を「とちく場」に、「と殺し」を「とさつし」に、「と殺又は」を「とさつ又は」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第2号中「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「と畜場使用料」を「とちく場使用料」に、「と殺解体料」を「とさつ解体料」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 第8条の規定に基づき、とちく場の管理者（とちく場の管理者がいないとちく場にあつては、とちく場の設置者）に対し、衛生管理責任者の解任を命ずること。
- (3) 第10条第2項において準用する第8条の規定に基づき、とちく業者等に対し、作業衛生責任者の解任を命ずること。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第16項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「第34条の2」を「第34条の3第1項並びに同条第2項において準用する第34条の2第2項及び第4項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 第34条の2の規定に基づき、保安林における択伐の届出を受け、又は計画の変更命令等を行うこと。

別表第4の土木現業所の分掌事項第2項第3号中「日本鉄道建設公団等」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年10月28日から施行する。

告

示

北海道告示第1890号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
深地層研究施設周辺地域特別対策事業 深地層研究施設の設置の円滑化に資するため、予算の範囲内で補助する。	幌延町 中川町 天塩町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 豊富町	次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認める経費 (1) 公共用施設の整備、維持並び運営事業 (2) 次に掲げる地域活性化事業 ア 地場産業振興支援事業 イ 地域資源利用魅力向上事業 ウ 福祉サービス提供事業 エ 環境維持・保全・向上事業 オ 生活利便性向上事業 カ 人材育成事業 (3) 企業導入・産業近代化事業 (4) 福祉対策事業 (5) 企業立地資金貸付事業	電源立地特別交付金交付規則で定める交付金の額の範囲内	共通第20号様式 経済第72号様式 経済第73号様式 別に指示する様式	共通第31号様式 経済第74号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー課	

北海道告示第1891号

昭和49年北海道告示第808号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

経済第71号様式の次に次の3様式を加える。

経済第72号様式

平成 年度深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

交付申請者の名称及びその長の氏名 印

北海道深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、上記補助金の交付につき、別紙のとおり申請します。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

経済第73号様式

平成 年度深地層研究施設周辺地域特別対策事業計画書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

交付申請者の名称及びその長の氏名 印

1 交付限度額

市 町 村 名	原子力発電施設等名 (出力万kW)	区 分	年間の電灯需要家数・ 年間の電力需要家の契 約総電力をキロワット を単位として表した数	月当たり・ 数当たりの 金額	年間合計 金額 (千円)	備考
		電灯需要家				
		電力需要家				

		計			
--	--	---	--	--	--

（注）月当たり・数当たりの金額は、年度中に変更があった場合には変更前と変更後を記載すること。

2 補助金事業計画

（事業費 出資費 補助金 基金造成費）

事業名	事業の内容	事業主体	実施場所	着手・完了 予定年月日	事業費 (千円)	交付金 (千円)	備考

- （注）1 補助事業が補助金の交付、出資金の出資又は貸付金の貸付である場合にあっては当該補助、出資又は貸付対象事業の概要を、基金造成である場合にあっては当該基金による事業の概要を記入すること。
- 2 備考欄については、発電用施設等の名称及び出力（万kW）を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

添付資料

- 1 補助事業の実施場所の付近見取図
- 2 施設等の配置図、平面図等
- 3 金額の算定基礎が確認できるもの
- 4 施設等の運営計画が確認できるもの
- 5 基金造成にあっては、全体計画が確認できるもの
- 6 その他補助事業の内容等を確認するために必要な資料

経済第74号様式

平成 年度深地層研究施設周辺地域特別対策事業実績報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所
市町村の名称及びその長の氏名 印

平成 年 月 日付け第 号指令をもって交付の決定の通知を受けた深地層研究施設周辺地域特別対策事業
（は平成 年 月 日をもって完了（終了、廃
の平成 年度における実績について

止）しましたので）北海道深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金交付要綱第9条

第1項の規定により次のとおり報告します。
記

1 補助事業の実施状況

- （1）補助事業の名称及びその内容
- （2）補助事業の着手及び完了月日
- （3）補助事業収支状況

ア 支出実績額 円（予算額 円）
イ 補助金充当額 円（交付決定額 円）

- （4）添付書類 契約書等の写し

2 補助金事業収支総括表

事業名

項 目	予 算 額	本年度実績	差 額	交 付 金		
				交付決定額	支 出 額	
					実 績	差額
支	(1) 事業費					
	ア 工事費					
	イ 用地費及び補償費					
	ウ 調査設計費					
	エ 設備費					
出	オ 調査費、広報費及び研修費					
	カ 維持運営費					
	キ 附帯雑費					
	(2) 補助金					
	(3) 出資金					
収	(4) 貸付金					
	(5) 基金造成費					
	小 計					
	そ の 他					
	合 計					
収	(1) 自己資金					
	(2) 起債又は借入金					
	(3) そ の 他					

入	小	計						
	(4) 補	助	金					
	合	計						

3 経費別内訳書

事業名

(1) 事業費

ア 工事費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金 額				引 取 年月日	支 払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決 算 支 払 額	支 払 義務額	額 計				
計													

イ 用地費及び補償費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金 額				引 取 年月日	支 払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決 算 支 払 額	支 払 義務額	額 計				
計													

ウ 調査設計費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金 額				引 取 年月日	支 払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決 算 支 払 額	支 払 義務額	額 計				
計													

工 設 備 費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金 額				引 取 年月日	支 払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決 算 支 払 額	支 払 義務額	額 計				
計													

オ 調査費、広報費及び研修費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金 額				引 取 年月日	支 払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決 算 支 払 額	支 払 義務額	額 計				
計													

カ 維持運営費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金 額				引 取 年月日	支 払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決 算 支 払 額	支 払 義務額	額 計				
計													

キ 附帯雑費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金 額				引 取 年月日	支 払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	決 算 支 払 額	支 払 義務額	額 計				
計													

(注) 1 補助事業の実施状況、補助事業収支総括表及び経費別内訳書の予算額の欄は、交付決定通知書に記載された交付対象経費をいう。

2 経費別内訳書の備考の欄には、予算額と決定額とが著しく異なるときにその理由を記載すること。

3 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
「補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額」

4 用紙の大きさは、日本工業規格に定める A4 とし、横位置とすること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン旭川西ショッピングセンター 旭川市緑町20～23丁目、錦町21～23丁目
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
- 3 市町村から聴取した意見の概要
- (1) 出入口①、②及び③について右折入庫が予測され、渋滞による生活環境の悪化が懸念されることから、右折車両の処理について、実効のある具体的な対策について再検討するとともに、関係機関との協議を十分に行うこと。
- (2) 交差点①及び交差点③の信号機の現状を含め、周辺の交通の状況を踏まえた具体的な対策について再度検討するとともに、車両の円滑な通行と周辺住民等の生活環境への影響を最小限にとどめるため、関係機関との協議を十分に行うこと。
- (3) 計画されている自動車の入出庫方法では、出入口における渋滞及び駐車場内の混雑が予想されるため、経路案内板を設置するなど、利用者に周知するための措置を講ずるとともに、各出入口の入出庫車両の処理について関係機関との協議を十分に行うこと。
- (4) 出入口について、①、②以外の出入口は住宅街に面して設けられており、良好な住宅地として土地利用されている区域の生活道路を利用しての入出庫となることから、来客車両の増加に伴う騒音等の発生により生活環境が悪化しないよう十分な配慮を行うこと
- (5) 夜間の営業において、出入口の閉鎖を行わないことにしているが、出入口からの走行ルートの明示と発生する騒音レベルの最大値の予測がなされていない。
- また、自動車ドア開閉音については、指針に示されている規制基準値を超える値が予測されており、その騒音防止対策として駐車場の使用制限が示されているが、その実施

改めて、騒音予測を行うとともに、予測に対する具体的な対策の実施方法を示し、確実に騒音レベルが低減されるよう適切な措置を講ずること。

- (6) 夜間（22時～6時）における敷地内の静穏保持を厳守するとともに、同時時間帯及び早朝（6～7時）における周辺道路及び駐車場内の運用にあたっては、来客に不必要なアイドリングやクラクションの禁止を呼びかけるなど、旭川市公害防止条例第28条及び同条例第29条が厳守されるよう、運用上最大限の配慮をすること。
- 4 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
 - (1) 届出に示されている駐車場の出入口の数、位置、入出庫方法、利用時間では、騒音や交通渋滞が懸念されるため、再度検討し、見直しや具体的な対策を求める。
 - (2) 搬出入車両出入口に車両が至る経路は住宅街の市道となることから、安全確保のために出入口の位置の変更の検討や関係機関との十分な協議を求める。
 - (3) 交通量の増加から安全性が憂慮されるため、施設周辺の交差点に設置されている信号機の改善を求める。
 - (4) 北側駐車場は住宅街に近く、自動車騒音、排気ガス等による居住環境への配慮がなされていないため、対応策を十分講ずるべきである。
 - (5) 夜間における屋外照明等により住民に悪影響が出ないように、配慮を求める。
- 5 意見の縦覧
 - (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課
 - (2) 縦覧期間 平成15年10月28日（火）から平成15年11月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前8時45分から午後5時15分まで）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) クレッセ稚内 稚内市朝日2丁目2183-19の内、2183-77、2555-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和工商リース株式会社 代表取締役社長 梶本 六夫
大阪府大阪市中央区本町橋5番20号
- 3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

- (1) 開店時には相当な混雑が見込まれるので、緊急車両の走行などに影響を及ぼさないよう道路交通安全対策について十分な検証をし、改善すること。
- (2) 店舗駐車場出入口による交通渋滞の緩和策及び交通事故等の危険回避について、十分な検証をし、改善すること。

4 意見の縦覧

- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道宗谷支庁経済部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間 平成15年10月28日（火）から平成15年11月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前8時45分から午後5時15分まで）

北海道告示第1894号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、美唄市進光地区の換地処分をした。

平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1895号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、東神楽町忠栄高台上地区の換地処分をした。

平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1896号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 石狩後志海区

- (1) 免許予定日 平成16年2月1日
- (2) 申請期間 平成15年10月31日から11月28日午後5時まで
- (3) 存続期間 免許の日から平成20年12月31日まで
- （「次のとおり」は、省略し、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、石狩支庁経済部水産室、後志支庁経済部水産課及び石狩後志海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。）

2 留萌海区

- (1) 免許予定日 平成16年2月1日
- (2) 申請期間 平成15年10月31日から11月28日午後5時まで
- (3) 存続期間 免許の日から平成20年12月31日まで
- （「次のとおり」は、省略し、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、留萌支庁経済部水産課及び留萌海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道						
2	道路の路線名、縦覧場所及び区域							
	路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
	江 別 長 沼 線 北海道札幌土木現業所	空知郡南幌町811番2地先から 空知郡南幌町3762番地先まで		前	18.18mから 23.00mまで	1,179.91m		—
				後	24.00mから 28.00mまで	1,179.91m		—
	幸 徳 大 樹 停 車 場 線 北海道帯広土木現業所	広尾郡大樹町字大全32番1地先から 広尾郡大樹町字大全5番12地先まで		前	15.82mから 29.56mまで	561.21m		—
				後	19.57mから 26.46mまで	561.21m		—
	美 河 三 石 停 車 場 線 北海道室蘭土木現業所	三石郡三石町字歌笛54番1地先から 三石郡三石町字歌笛53番3地先まで		前	14.50mから 15.45mまで	140.00m		—
				後	14.50mから 15.45mまで	140.00m		—
	美 和 豊 浦 停 車 場 線 北海道室蘭土木現業所	虻田郡豊浦町字浜町29番20地先から 虻田郡豊浦町字幸町90番12地先まで		前	15.07mから 18.00mまで	35.00m		—
				後	15.07mから 18.00mまで	35.00m		—
	土 幌 上 土 幌 線 北海道帯広土木現業所	河東郡土幌町字土幌西2線213番1地先から 河東郡上土幌町字上土幌西1線211番5地先（河川敷地）まで		前	11.07mから 13.74mまで	784.72m		—
				後	20.30mから 24.10mまで	784.72m		—
	豊 頃 糠 内 芽 室 線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町本通1丁目12番1地先から 河西郡芽室町本通9丁目2		前	18.18mから 22.62mまで	1,103.87m		一般国道38号 重複18.50m

芽室停車場線 北海道帯広土木現業所	番1地先まで	後	20.00mから 27.07mまで	1,103.87m	一般国道38号 重複18.50m	道道 乙部厚沢部線 北海道函館土木現業所	檜山郡江差町字鯨川766番1地先から 檜山郡江差町字鯨川689番地先まで	平成15.11. 7
	河西郡芽室町本通1丁目6番地先から河西郡芽室町本通1丁目12番1地先まで	前	19.09mから 19.09mまで	40.41m	――	道道 豊浦洞爺線 北海道室蘭土木現業所	虻田郡洞爺村字成香55番8地先（一般国道230号交点）から 虻田郡洞爺村字洞爺町146番4地先まで	同 15.11.10
	河西郡芽室町本通1丁目1番2地先から河西郡芽室町本通1丁目12番2地先まで	後	68.24mから 68.24mまで	60.94m	――		虻田郡洞爺村字洞爺町349番20地先（一般国道230号交点）から 虻田郡洞爺村字洞爺町146番4地先まで	
	上羽幌羽幌停車場線 北海道留萌土木現業所	前	23.96mから 73.50mまで	160.00m	――	北海道告示第1899号		
		後	23.96mから 70.30mまで	160.00m	――	道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。		
	苫前郡羽幌町字中央623番2地先から苫前郡羽幌町字中央1189番1地先まで	前	13.98mから 44.00mまで	1,134.00m	――	その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。		
		後	13.98mから 44.00mまで	1,134.00m	――	平成15年10月28日		
		後	20.97mから 44.95mまで	1,035.17m	――	北海道知事 高 橋 はるみ		
	松前港線 北海道函館土木現業所	前	14.53mから 19.84mまで	100.07m	――	1 道路の種類 道道		
		後	14.53mから 21.17mまで	100.07m	――	2 道路の路線名、縦覧場所及び区域		
西大里瀬棚停車場線 北海道函館土木現業所	松前郡松前町字唐津78番1地先から松前郡松前町字松城70番1地先まで	後	8.52mから 16.09mまで	100.78m	――	路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別
		前	9.00mから 35.00mまで	196.00m	――	奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字赤石14番地先から奥尻郡奥尻町字松江299番1地先まで	敷地の幅員
		後	13.00mから 35.00mまで	57.00m	――			延 長
		前	14.00mから 23.50mまで	1,039.00m	――	比宇厚賀停車場線 北海道室蘭土木現業所	新冠郡新冠町字東川127番2地先から沙流郡門別町字豊田474番1地先まで	国道等との重複区間
大沼公園鹿部線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字東大沼179番1地先から亀田郡七飯町字東大沼83番1地先まで	後	14.00mから 29.00mまで	1,039.00m	――			
		後	22.00mから 41.00mまで	1,030.00m	――	穂別鶴川線 北海道室蘭土木現業所	勇払郡鶴川町字生田316番1地先（河川敷地）から 勇払郡鶴川町字生田316番1地先まで	
北海道告示第1898号						北海道告示第1900号		
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。						小樽市から、小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業に係る換地処分をした旨、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定による届出があった。		
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。						平成15年10月28日		
平成15年10月28日						北海道知事 高 橋 はるみ		
路線名及び縦覧場所 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日						北海道告示第1901号		
						都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。		

その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 都市計画事業の種類及び名称 美唄奈井江都市計画道路事業（3・4・102号14号東通及び3・4・104号東1線通）
- 2 施 行 者 の 名 称 北海道
- 3 事 務 所 の 所 在 地 及 び 名 称 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所
- 4 事 業 地 の 所 在 収 用 の 部 分 平成13年北海道開発局告示第68号の事業地に字奈井江町を加え、字奈井江地内において事業地を変更する。

北海道告示第1902号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 施 行 者 の 名 称 函館市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画下水道事業（函館公共下水道）
- (3) 事 業 計 画
ア 事 業 地
(ア) 収用の部分 昭和46年北海道告示第1427号、昭和47年北海道告示第1464号、昭和49年北海道告示第2430号、昭和51年北海道告示第2195号、昭和51年北海道告示第2196号、昭和53年北海道告示第3506号、昭和56年北海道告示第325号、昭和58年北海道告示第1046号、昭和61年北海道告示第512号、昭和62年北海道告示第379号、平成2年北海道告示第452号、平成3年北海道告示第703号、平成4年北海道告示第1956号、平成6年北海道告示第795号、平成8年北海道告示第525号及び平成11年北海道告示第869号の事業地に函館市湯川町3丁目を加える。
- (イ) 使用の部分 昭和24年建設省告示第45号、昭和25年建設省告示第43号、昭和26年建設省告示第67号、昭和33年建設省告示第504号、昭和37年建設省告示第2292号、昭和41年建設省告示第929号、昭和41年建設省告示第2916号、昭和46年北海道告示第1427号、昭和47年北海道告示第1464号、昭和49年北海道告示第2430号、昭和51年北海道告示第2195号、昭和51年北海道告示第2196号、昭和53年北海道告示第3506号、

昭和56年北海道告示第325号、昭和58年北海道告示第1046号、昭和61年北海道告示第512号、昭和62年北海道告示第379号、平成2年北海道告示第452号、平成3年北海道告示第703号、平成4年北海道告示第1956号、平成6年北海道告示第795号、平成8年北海道告示第525号、平成11年北海道告示第869号、平成12年北海道告示第2002号及び平成15年北海道告示第173号の事業地に函館市東山町を加え、函館市湯川町3丁目及び鈴蘭丘町地内において事業地を変更する。

イ 事業施行期間 昭和24年1月27日から平成22年3月31日まで

- 2(1) 施 行 者 の 名 称 上富良野町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 上富良野都市計画下水道事業 上富良野公共下水道
- (3) 事 業 計 画
ア 事 業 地
(ア) 収用の部分 変更なし

(イ) 使用の部分 昭和58年北海道告示第245号、平成元年北海道告示第582号、平成4年北海道告示第776号、平成8年北海道告示第525号、平成11年北海道告示第1778号及び平成12年北海道告示第1538号の事業地のうち、上富良野町光町1丁目及び西町2丁目地内において事業地を変更する。

イ 事業施行期間 昭和58年2月14日から平成19年3月31日まで

北海道告示第1903号

過疎地域活性化特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定による公共下水道の工事を次のとおり開始する。

平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 公共下水道の名称 戸井町特定環境保全公共下水道
- 2 工事の内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 亀田郡戸井町字浜町31 - 1番地地先から216 - 1番地地先まで
- 3 工 事 開 始 の 日 平成16年11月6日

公

表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決

定した。

平成15年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道社会貢献賞

市(区)町村名	氏 名	又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
厚 真 町	浜 厚 真	救 難 所	海 難 救 難 功 労 者
厚 田 村	石 田 貢		同
同	櫛 引 實		同
同	上 山 巖		同
同	石 田 満		同
同	相 原 秀 士		同
同	相 原 和 敏		同
積 丹 町	佐 藤 義 美		同
同	齋 藤 兵 吉		同
同	鳴 海 孝 治		同
同	佐 藤 隆 義		同
同	横 山 一 榮		同
同	土 橋 正 信		同
余 市 町	中 島 剛 隆		同
羽 幌 町	佐 藤 満 夫		同
同	奈 良 大 志		同
同	吉 川 昭 弘		同
同	畠 山 布 克		同
同	佐 藤 波 男		同
同	石 川 嘉 彦		同
同	畑 中 秋 晴		同
稚 内 市	西 村 光 人		同
同	伊 藤 義 重		同
同	能代谷 恒 夫		同
枝 幸 町	西 野 辺 梅 勝		同
佐 呂 間 町	海 辺 公 一		同
豊 浦 町	竹 島 孝 行		同
同	佐 藤 正		同
同	新 山		同

同	山 形 健 一	同
厚 真 町	木 戸 幸 一	同
同	白 坂 庄 一	同
同	高 崎 一 男	同
同	伊 勢 謙 三	同
同	伊 勢 秀 治	同
浦 河 町	濱 出 勝 次 郎	同
同	阿 部 誠	同
様 似 町	泉 隆 義	同
え り も 町	米 谷 眞 一	同
同	佐 藤 佳 也	同
同	藤 田 武 敏	同
同	山 本 光 男	同
同	小 杉 忠 一	同
同	関 川 茂 人	同
同	前 田 泰 一	同
同	渡 部 孝 昭	同
同	石 川 盛 平	同
同	村 田 良 伸	同
厚 岸 町	亀 井 正 治	同
函 館 市	鈴 木 義 孝	同
網 走 市	四ノ宮 治	同
江 別 市	渡 辺 孝	同
北 檜 山 町	大 口 義 孝	同
共 和 町	北海道の建設業に携わる女性の会	同
美 唄 市	美 唄 市 緑 化 推 進 委 員 会	同
土 別 市	五十嵐 榮 治	同
豊 富 町	村 元 正 己	同
北 見 市	緑 と 花 の 市 民 の 会	同
室 蘭 市	室 蘭 漁 業 協 同 組 合 女 性 部	同
え り も 町	え り も 岬 の 緑 を 守 る 会	同
池 田 町	渡 邊 清 蔵	同

北海道産業貢献賞

市(区)町村名 氏 名 又 は 団 体 名 功 績 の 内 容

岩内町	田中日一	優良水産業協同組合等功労
恵山町	若山久美雄	同
同	松本勝彦	同
同	大坂元一	同
同	(故)澤口勝四郎	同
南茅部町	砂田義稔	同
同	木村信久	同
同	能戸豊治	同
伊達市	廣内照夫	同
厚岸町	川崎一好	同
利尻富士町	野宮武石	同
天塩町	大塚達成	同
苫前町	佐々木保	同
豊頃町	任田勝志	同
網走市	長尾守	同
上磯町	吉田正二	水産業功労
枝幸町	北崎初恵	同
猿払村	堀井忠	同
札幌市東区	竹田正之	海区漁業調整委員等功労
南茅部町	飯田満	同
札幌市北区	長谷保和	同
旭川市	生駒耕作	同
苫前町	西田清一	同
常呂町	武田隆	同
浦河町	小林亮夫	同
三石町	馬場忠躬	同
浜中町	福澤榮	同
根室市	村橋信夫	同
函館市	小笠原孝	森林づくり功労
深川市	後藤陽一	同
沼田町	岩寺一之	同
上富良野町	堀内慎一郎	同
北見市	寺前一雄	同
滝上町	岸紘治	同
浦幌町	北村嘉夫	同

釧路市	山崎正幸	同
遠軽町	大澤義一	同
根室市	田家誠司	同

地力増進法（昭和59年法律第34号）第6条第1項の規定により、地力増進対策指針を次のとおり定めた。

平成15年10月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 策定年月日 平成15年10月20日
- 2 地域名 鷹栖、新得、阿寒及び遠軽
- 3 地力増進対策指針

（別紙「地力増進対策指針」は、省略し、その指針は北海道農政道産食品安全室、関係支庁農業振興部農務課及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）

道釧路土木現業所告示

北海道釧路土木現業所告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年10月28日

北海道釧路土木現業所長 長 栄 作

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする賃貸物品等の名称及び数量
ノートパソコン及び周辺機器 一式 6組
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 平成15年12月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年11月30日を限度に当該契約期間を延長する事が有り得る。
 - (4) 納入場所 北海道釧路土木現業所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 釧路土木現業所 3 階会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年11月10日 午後 1 時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等又は電報による入札 認めないものとする。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に価格課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 1 月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町 6 番10号 電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。	道立北方建築総合研究所 告 示 北海道立北方建築総合研究所告示第 1 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年10月28日 北海道立北方建築総合研究所長 辻 博 司 1 入 札 に 付 す る 事 項 北海道立北方建築総合研究所構内及び駐車場等除雪業務委託 (1) 調達をする役務（1 時間当たりの単価） ア トラクターショベル（ホイール型 バケット容量2.1m³）による作業 イ トラクターショベル（ホイール型 バケット容量1.5m³～1.7m³）による作業 ウ ダンプトラック（10 t ）による作業 (2) 数量（予定数量） ア トラクターショベル（ホイール型 バケット容量2.1m³）による作業 52時間 イ トラクターショベル（ホイール型 バケット容量1.5m³～1.7m³）による作業 22時間 ウ ダンプトラック（10 t ）による作業 60時間 (3) 契 約 期 間 平成15年11月13日から平成16年 3 月31日まで (4) 調達をする役務の仕様 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項に規定するものでないこと。 (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 上川支庁管内に本・支店等の営業の拠点を有し、迅速な除雪業務が可能であること。 (5) 平成15年10月 1 日現在で、引き続き 2 年以上除雪事業を営んでいること。 (6) 以下の除雪機械等を保有しているものであること。 ア 大型特殊自動車運転免許保有者及び車両系建設機械運転技能講習修了者 2 名以上 イ 大型自動車運転免許保有者 2 名以上 ウ トラクターショベル（ホイール型 バケット容量2.1m³） 2 台以上 エ トラクターショベル（ホイール型 バケット容量1.5m³～1.7m³） 2 台以上 オ ダンプトラック（10 t ） 2 台以上
--	--

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年10月28日（火）から11月6日（木）まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078 - 8801
北海道旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 1 番 20 号
北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 1 番 20 号
北海道立北方建築総合研究所多目的ホール

(2) 入 札 日 時 平成15年11月13日（木）午前10時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3のウに同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をしたものの内、入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た合計金額）が最低であるものを落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しないものとした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 078 - 8801

北海道旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 1 番 20 号

電話番号 0166 - 66 - 4211 内線 221

(4) この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月28日

北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータ（普通科高校用）一式106台（22台×1校 42台×2校）

イ パーソナルコンピュータ（高等養護学校用）一式18台（9台×2校）

(2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 限 平成16年1月5日（月）

(4) 納 入 場 所

ア 北海道歌志内高等学校、北海道長沼高等学校及び北海道南幌高等学校

イ 北海道岩見沢高等養護学校及び北海道雨竜高等養護学校

(5) 契 約 期 間 平成16年1月5日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、(1)のアは平成21年12月28日、(1)のイは平成20年12月26日を限度に契約期間を延長することが有り得る。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年10月28日から11月10日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道空知合同庁舎 3 階会議室（送付による場合は、郵便番号 068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課）

- (2) 入札日時

ア 平成15年11月21日（金）午前10時30分（送付による場合は、平成15年11月20日までに必着のこと。）

イ 平成15年11月21日（金）午前11時30分（送付による場合は、平成15年11月20日までに必着のこと。）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成15年北海道教育庁空知教育局告示第5号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁空知教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目
電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117

- (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止などが有り得る。

- (6) この入札の執行は、公開する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 106 1 set

b . Personal Computer 18 1 set

B . Bid Tendering date and time :

a . 10 : 30 A. M., November 21, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than November 20)

b . 11 : 30 A. M., November 21, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than November 20)

C . Contact

Accounting Division, General Affairs Department,

Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 8-jo,

Nishi 5-chome, Iwamizawa-City, Hokkaido, 068-8550, Japan

Phone : 0126-23-2231 Extension 3117

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第162号

平成15年11月9日執行の衆議院議員総選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、一般の投票期日によらない投票区及びその投票区の投票期日を次のとおり定める。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

市 区 町 村 名 (留萌支庁管内)	投 票 区 名	投 票 期 日
-----------------------	---------	---------

羽 幌 町	第10投票区	平成15年11月7日
-------	--------	------------

同	第11投票区	同
---	--------	---

同	第12投票区	同
---	--------	---

同	第13投票区	同
---	--------	---

北海道選挙管理委員会告示第163号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

選 挙 区 名	選 挙 長		左 の 職 務 代 理 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
北 海 道 第 1 区	美唄市西3条南3丁目 5 - 20	土 屋 良 三	札幌市北区新琴似9条 2丁目4番1 - 904号	成 田 一 憲

北 海 道 第 2 区	札幌市西区八軒3条東 1丁目3番25号	永 井 信	札幌市北区あいの里3 条5丁目3番20号	中 川 元
北 海 道 第 3 区	苫小牧市三光町5丁目 3番7号	大 平 盛 雄	札幌市白石区菊水1条 2丁目1番8 - 407	宮 地 孝 幸
北 海 道 第 4 区	虻田郡倶知安町南2条 東2丁目1番地26	片 平 美智子	虻田郡倶知安町南3条 東2丁目1番地1	小 町 晴 行
北 海 道 第 5 区	札幌市豊平区福住3条 8丁目8番25号	渡 部 道 博	札幌市白石区中央1条 4丁目1番24号	赤 木 正 敏
北 海 道 第 6 区	旭川市9条通11丁目 2191番地の107	青 木 次 郎	旭川市春光5条1丁目 2番7号	加 瀬 康 郎
北 海 道 第 7 区	釧路市富士見1丁目1 番14号	高 橋 英 明	釧路市富士見1丁目1 番15号	岩 崎 良 教
北 海 道 第 8 区	函館市松陰町1番24号	前 田 晃	函館市松陰町19番1号	河 合 裕 秋
北 海 道 第 9 区	室蘭市港南町1丁目22 番1号	野 村 昌 信	室蘭市港南町1丁目22 番15号	北 村 定 雄
北 海 道 第10区	岩見沢市5条東17丁目 14番地3	佐 藤 隆	岩見沢市5条東17丁目 14番地3	渡 辺 彰
北 海 道 第11区	帯広市東6条南10丁目 18番地	近 藤 光 雄	帯広市東6条南10丁目 16番地	伊 藤 仁
北 海 道 第12区	網走市北9条西3丁目 12番地	毛 利 明 雄	網走市北3条西6丁目 11番地の1	妹 尾 秀 雄

北海道選挙管理委員会告示第164号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

選 挙 区 名	選 挙 会 の 日 時	選 挙 会 の 場 所
北海道第1区	平成15年11月11日 午後1時	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員室
北海道第2区	平成15年11月11日 午後2時	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員室

北海道第3区	平成15年11月11日 午後3時	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員室
北海道第4区	平成15年11月11日 午後2時30分	虻田郡倶知安町北1条東2丁目17番地1 北海道後志合同庁舎3階会議室1
北海道第5区	平成15年11月11日 午前11時	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階 北海道石狩支庁大会議室
北海道第6区	平成15年11月11日 午後1時	旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎1階101号会議室
北海道第7区	平成15年11月11日 午前10時	釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁北海道釧路教育局1階会議室
北海道第8区	平成15年11月11日 午前10時	函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室
北海道第9区	平成15年11月11日 午前10時	室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎 別館2階講堂
北海道第10区	平成15年11月11日 午前11時	岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁2階支庁長室
北海道第11区	平成15年11月11日 午前11時	帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎 北海道十勝支庁4階A B会議室
北海道第12区	平成15年11月11日 午後3時	網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階2号会議室

北海道選挙管理委員会告示第165号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場には、平成15年10月28日からポスターを掲示することができる。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

北海道選挙管理委員会告示第166号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

- くじを行う日時 平成15年10月28日 午後6時
- くじを行う場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下大会議室

北海道選挙管理委員会告示第167号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

北海道第1区

- くじを行う日時 平成15年10月28日 午後6時
- くじを行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階
北海道選挙管理委員室

北海道第2区

- くじを行う日時 平成15年10月28日 午後6時
- くじを行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階
北海道選挙管理委員室

北海道第3区

- くじを行う日時 平成15年10月28日 午後6時
- くじを行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階
北海道選挙管理委員室

北海道第4区

- くじを行う日時 平成15年10月28日 午後6時
- くじを行う場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目17番地1
北海道後志合同庁舎2階講堂

北海道第5区

- くじを行う日時 平成15年10月28日 午後6時
- くじを行う場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階
北海道石狩支庁大会議室

北海道第6区

- くじを行う日時 平成15年10月28日 午後6時
- くじを行う場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室

北海道第7区

- くじを行う日時 平成15年10月28日 午後5時30分

- 2 くじを行う場所 釧路市浦見2丁目1番8号 三吉会館2階会議室
北海道第8区
- 1 くじを行う日時 平成15年10月28日 午後5時30分
2 くじを行う場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階講堂
北海道第9区
- 1 くじを行う日時 平成15年10月28日 午後5時30分
2 くじを行う場所 室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎別館2階講堂
北海道第10区
- 1 くじを行う日時 平成15年10月28日 午後5時30分
2 くじを行う場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁5階会議室
北海道第11区
- 1 くじを行う日時 平成15年10月28日 午後6時
2 くじを行う場所 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝合同庁舎北海道十勝支庁3階講堂
北海道第12区
- 1 くじを行う日時 平成15年10月28日 午後6時
2 くじを行う場所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎4階1号会議室

北海道選挙管理委員会告示第168号

平成15年11月9日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

選 挙 分 会 長		左 の 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
札幌市厚別区上野幌3条5丁目2番3号	浜 地 隼 男	札幌市北区新琴似9条2丁目4番1 - 904号	成 田 一 憲

北海道選挙管理委員会告示第169号

平成15年11月9日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

- 1 選挙分会の日時 平成15年11月12日 午後2時

- 2 選挙分会の場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階
北海道選挙管理委員室

北海道選挙管理委員会告示第170号

平成15年11月9日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

- 1 くじを行う日時 平成15年10月31日 午後5時
2 くじを行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階
北海道選挙管理委員室

北海道選挙管理委員会告示第171号

平成15年11月9日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項の規定による名簿届出政党等名称等掲示の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

- 1 くじを行う日時 平成15年10月28日 午後8時
2 くじを行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階
北海道選挙管理委員室

北海道選挙管理委員会告示第172号

平成15年11月9日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

審 査 分 会 長		左 の 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
札幌市厚別区上野幌3条5丁目2番3号	浜 地 隼 男	札幌市北区新琴似9条2丁目4番1 - 904号	成 田 一 憲

北海道選挙管理委員会告示第173号

平成15年11月9日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三 1 審査分会の日時 平成15年11月12日 午後3時30分 2 審査分会の場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員会	衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第3区選挙長 大 平 盛 雄 職務を行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員会 ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時までについては、北海道庁別館地下大会議室とする。
衆議院小選挙区選出議員 選 挙 長 告 示	衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第4区選挙長告示第1号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第4区選挙長 片 平 美智子
衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第1区選挙長告示第1号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第1区選挙長 土 屋 良 三 職務を行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員会 ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時までについては、北海道庁別館地下大会議室とする。	職務を行う場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目17番地1 北海道後志合同庁舎2階 北海道後志支庁地域政策部振興課 ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時については、北海道後志合同庁舎2階講堂とする。
衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第2区選挙長告示第1号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第2区選挙長 永 井 信 職務を行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員会 ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時までについては、北海道庁別館地下大会議室とする。	衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第5区選挙長告示第1号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第5区選挙長 渡 部 道 博 職務を行う場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館5階 北海道石狩支庁地域政策部振興課 ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時については、北海道庁別館4階 北海道石狩支庁大会議室とする。
衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第3区選挙長告示第1号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日	衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第6区選挙長告示第1号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第6区選挙長 青 木 次 郎 職務を行う場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎2階 北海道上川支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時については、北海道上川合同庁舎3階講堂とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第7区選挙長告示第1号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第7区選挙長 高 橋 英 明
職務を行う場所

釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁3階

北海道釧路支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時については、釧路市浦見2丁目1番8号 三吉会館2階会議室とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第8区選挙長告示第1号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第8区選挙長 前 田 晃
職務を行う場所

函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎2階

北海道渡島支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時については、北海道渡島合同庁舎3階講堂とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第9区選挙長告示第1号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第9区選挙長 野 村 昌 信
職務を行う場所

室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎本館3階 北海道胆振支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時については、北海道胆振合同庁舎別館2階講堂とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第10区選挙長告示第1号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第10区選挙長 佐 藤 隆
職務を行う場所

岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁5階図書資料室

ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時については、北海道空知支庁5階会議室とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第11区選挙長告示第1号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第11区選挙長 近 藤 光 雄
職務を行う場所

帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎北海道十勝支庁2階

北海道十勝支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時については、北海道十勝合同庁舎北海道十勝支庁3階講堂とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第12区選挙長告示第1号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第12区選挙長 毛 利 明 雄
職務を行う場所

網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎2階 北海道網走支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年10月28日午前8時30分から午後5時については、北海道網走総合庁舎3階講堂とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第1区選挙長告示第2号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第1区選挙長 土 屋 良 三 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後5時30分 2 くじを行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員会 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第2区選挙長告示第2号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第2区選挙長 永 井 信 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後6時 2 くじを行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員会 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第3区選挙長告示第2号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第3区選挙長 大 平 盛 雄 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後6時30分 2 くじを行う場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員会 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第4区選挙長告示第2号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第4区選挙長 片 平 美智子 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後5時30分 2 くじを行う場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目17番地1 北海道後志合同庁舎1階総務部会議室	衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第5区選挙長告示第2号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第5区選挙長 渡 部 道 博 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後5時30分 2 くじを行う場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階 北海道石狩支庁大会議室 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第6区選挙長告示第2号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第6区選挙長 青 木 次 郎 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後5時30分 2 くじを行う場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第7区選挙長告示第2号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第7区選挙長 高 橋 英 明 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後5時30分 2 くじを行う場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁3階会議室 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第8区選挙長告示第2号 平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第8区選挙長 前 田 晃 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後5時30分
--	---

- 2 くじを行う場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階研修室

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第9区選挙長告示第2号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第9区選挙長 野村昌信

- 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後5時30分
2 くじを行う場所 室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎別館2階講堂

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第10区選挙長告示第2号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第10区選挙長 佐藤隆

- 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後5時30分
2 くじを行う場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁2階支庁長室

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第11区選挙長告示第2号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第11区選挙長 近藤光雄

- 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後5時30分
2 くじを行う場所 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝合同庁舎北海道十勝支庁4階C会議室

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第12区選挙長告示第2号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第12区選挙長 毛利明雄

- 1 くじを行う日時 平成15年11月6日 午後6時
2 くじを行う場所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎2階2号会議室

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第1区選挙長告示第3号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第1区選挙長 土屋良三

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第2区選挙長告示第3号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第2区選挙長 永井信

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第3区選挙長告示第3号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第3区選挙長 大平盛雄

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第4区選挙長告示第3号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第4区選挙長 片平美智子

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第5区選挙長告示第3号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年10月28日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第5区選挙長 渡部道博

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第6区選挙長告示第3号

平成15年11月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、20人に限って入場させる。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第 6 区選挙長 青 木 次 郎	衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第12区選挙長告示第 3 号 平成15年11月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、20人に限って入場させる。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第12区選挙長 毛 利 明 雄
衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第 7 区選挙長告示第 3 号 平成15年11月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第 7 区選挙長 高 橋 英 明	衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙分会長告示
衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第 8 区選挙長告示第 3 号 平成15年11月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第 8 区選挙長 前 田 晃	衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙分会長告示第 1 号 平成15年11月 9 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務を行う場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙分会長 浜 地 隼 男 職務を行う場所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 4 階 北海道選挙管理委員室
衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第 9 区選挙長告示第 3 号 平成15年11月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第 9 区選挙長 野 村 昌 信	衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙分会長告示第 2 号 平成15年11月 9 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。 平成15年10月28日 衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙分会長 浜 地 隼 男
衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第10区選挙長告示第 3 号 平成15年11月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第10区選挙長 佐 藤 隆	1 くじを行う日時 平成15年11月 6 日 午後 7 時 2 くじを行う場所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 4 階 北海道選挙管理委員室
衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第11区選挙長告示第 3 号 平成15年11月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、20人に限って入場させる。 平成15年10月28日 衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第11区選挙長 近 藤 光 雄	衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙分会長告示第 3 号 平成15年11月 9 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。 平成15年10月28日 衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙分会長 浜 地 隼 男
	最高裁判所裁判官国民審査北海道審査分会長告示

最高裁判所裁判官国民審査北海道審査分会長告示第1号

平成15年11月9日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年10月28日

最高裁判所裁判官国民審査北海道審査分会長 浜 地 隼 男

職務を行う場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 北海道選挙管理委員室

最高裁判所裁判官国民審査北海道審査分会長告示第2号

平成15年11月9日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年10月28日

最高裁判所裁判官国民審査北海道審査分会長 浜 地 隼 男

正 誤

○平成15年10月7日（第1508号）

北海道告示第1789号（道路の区域の変更）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

30 右 33

誤 空知郡栗沢町字茂世丑1535番2地先まで

正 空知郡栗沢町字茂世丑1353番2地先まで